

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」等の改正について

物流・自動車局自動車整備課

令和7年3月

1. 改正の背景

令和5年、ビッグモーターは故意による損傷の拡大や実施していない塗装作業の請求を行うなど、不適切な板金・塗装作業が行われていた旨の調査報告書を公表した。国土交通省は、全国130の事業場に対して監査を実施し、法令違反が認められた事業場に順次行政処分等を実施した。またこれらビッグモーターに対する監査を踏まえ、監査担当職員からなる「特別検討チーム」を設置し、自動車整備工場に対するより効果的な監査・行政処分のあり方について報告書を取りまとめた。

また、昨今一般の自動車ユーザーや自動車運送事業者が自動車を整備工場に持ち込むことなく自宅や自社で自動車の簡易な整備を受けられる、いわゆる「訪問整備」のニーズの高まりをうけ、訪問特定整備制度を開始することとなり、それに伴い「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（以下「処分基準」と言う。）を見直す必要がある。

これを踏まえ処分基準及び関係通達について所要の改正を実施する。

2. 改正の概要

（1）組織的悪質性が認められる違反に対する処分の追加

現行の処分基準では指揮命令系統が上位のものからの組織的な指示による違反についての規定がなく、事業場が見捨てられるのみで終わる可能性があるため、組織的違反についての処分を新たに設け、組織的違反があった際には事業者には組織的責任があるとして、事業者の持つ事業場全てに対して行政処分を実施出来ることとする。

（2）認証事業者に対する違反点数の見直し

ビッグモーターに対する処分では、指定工場については37事業場が取消処分に至った一方で、認証工場については取消に至った事業場はなかった。この点について、認証工場の違反点と量定の関係が指定工場に対してバランスを欠くことから、量定について再検証を実施し、特に故意による違反について違反点を2倍とするなど違反点数の見直しを行う。

（3）自主申告を行った自動車検査員について一部処分の軽減

自動車検査員は、証言した法令違反に自らも関与していた場合、事業場に対する行政処分に加えて、当該自動車検査員自身も解任命令の対象となることから、正直に証言しづらい環境にあるため、一定の条件を満たす場合には行政処分を軽減することとする。

（4）訪問整備等に対する処分の追加

新たに開始する訪問特定整備制度に対応するため、訪問特定整備に関する処分項目を追加する。

3. スケジュール

公布：令和7年3月31日

施行：令和7年6月30日